

報告第2号

専決処分したものにつき承認を求ることについて

加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成21年4月23日提出

加西市長 中川暢三

専決第2号

専 決 处 分 書

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第100号）が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を改正する必要が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

加西市長 中川暢三

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「9万円」を「10万円」に改める。

第13条第1項中「9万円」を「10万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第100号）が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を改正する必要が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

【改正要旨】

- ・国民健康保険税における介護納付金課税額の課税限度額9万円を10万円に改める。